

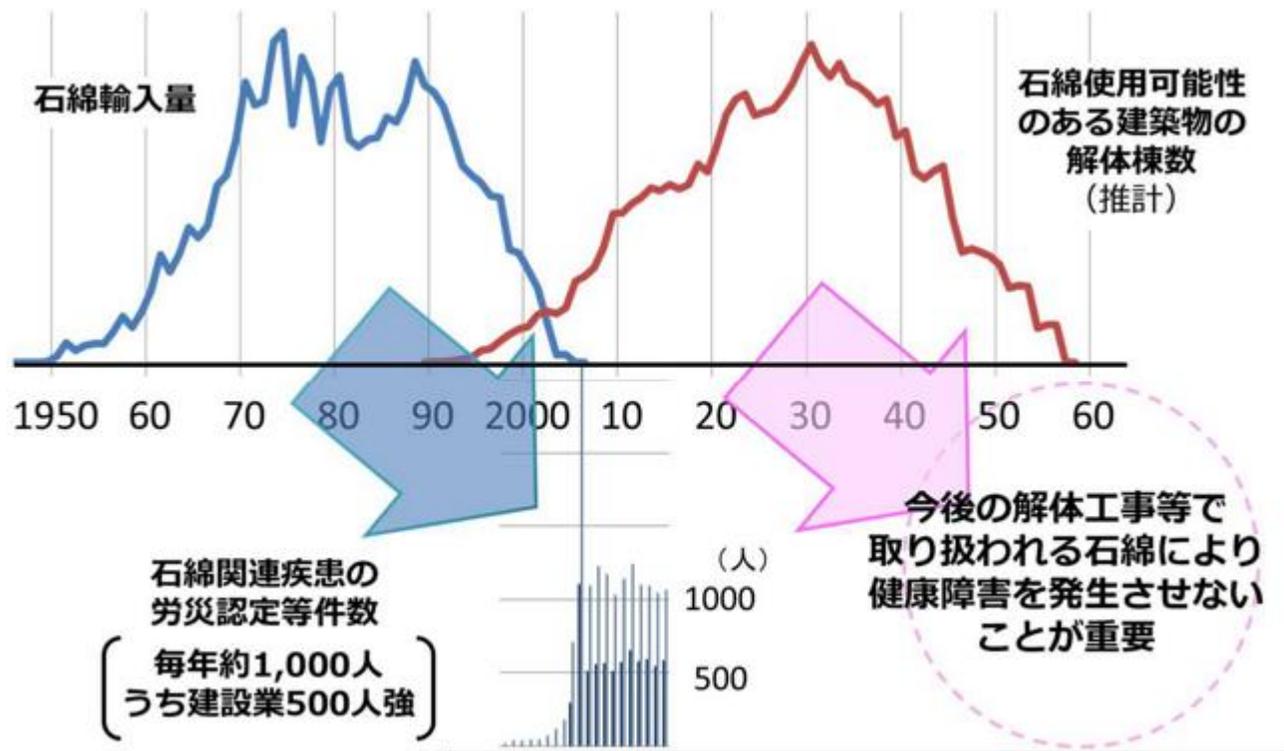
建築物の解体・改修時等における 新たな石綿健康障害防止対策について

岡山労働局労働基準部
健康安全課

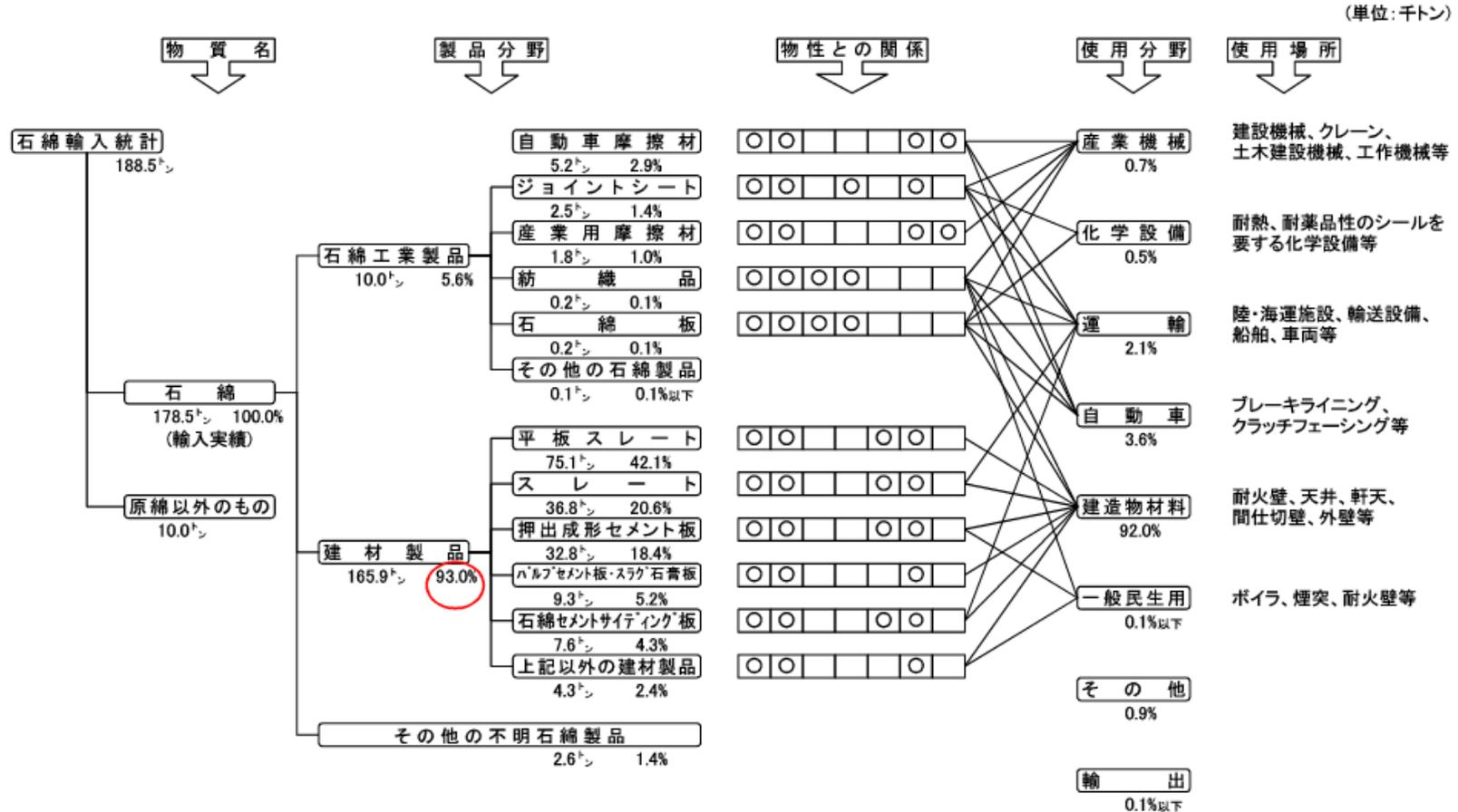
建築物の解体と石綿を取り巻く現況

- 過去の石綿建材使用時の石綿ばく露により、毎年多くの労災認定。
- 石綿使用の建築物の解体件数は2030年頃をピークに増加する見込み。
- 今後の石綿使用建築物の解体での石綿ばく露対策の強化が必要。
(第13次労働災害防止計画でも明記。)

⇒令和2年7月に石綿障害予防規則改正。



石綿製品の用途



石綿輸入統計
 暦年度 191.0千トン (1995年)
 会計年度 188.5千トン (1995年)

* 通関統計上、分類が同じ区分で石綿原綿以外のものが約10.0千トン含まれているため、これを除いて集計した。

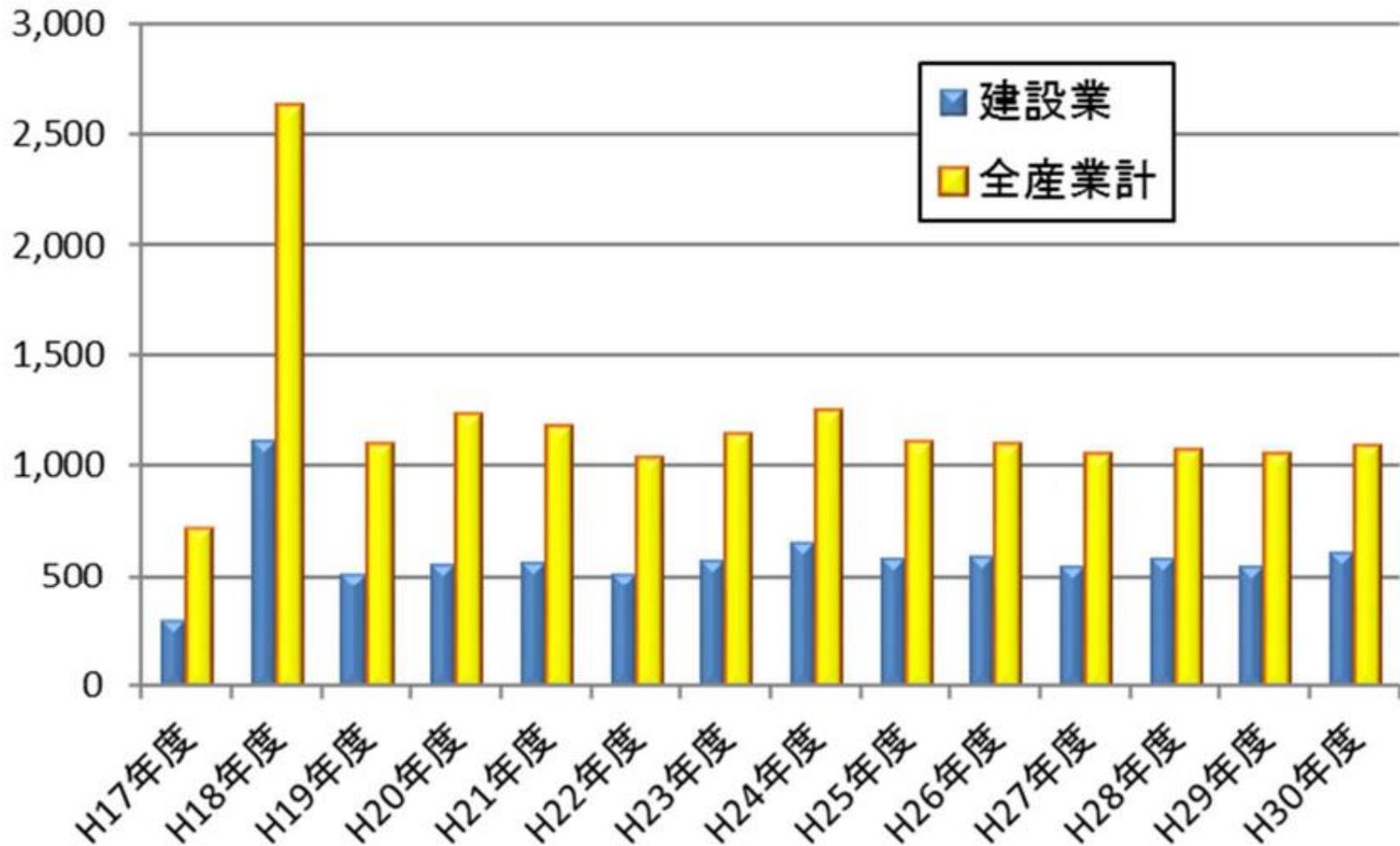
抗張力	不燃・耐熱性	絶縁性	耐薬品性	耐食・耐久性	親和性	耐摩耗性
-----	--------	-----	------	--------	-----	------

資料出所：日本石綿協会

過去に輸入等した石綿の8～9割が建材に使用されていた (図は1995年のもの)。

石綿関連疾患の補償等状況

石綿関連疾患（※1）による労災認定等件数（※2）は、近年の建設業では年500件程度



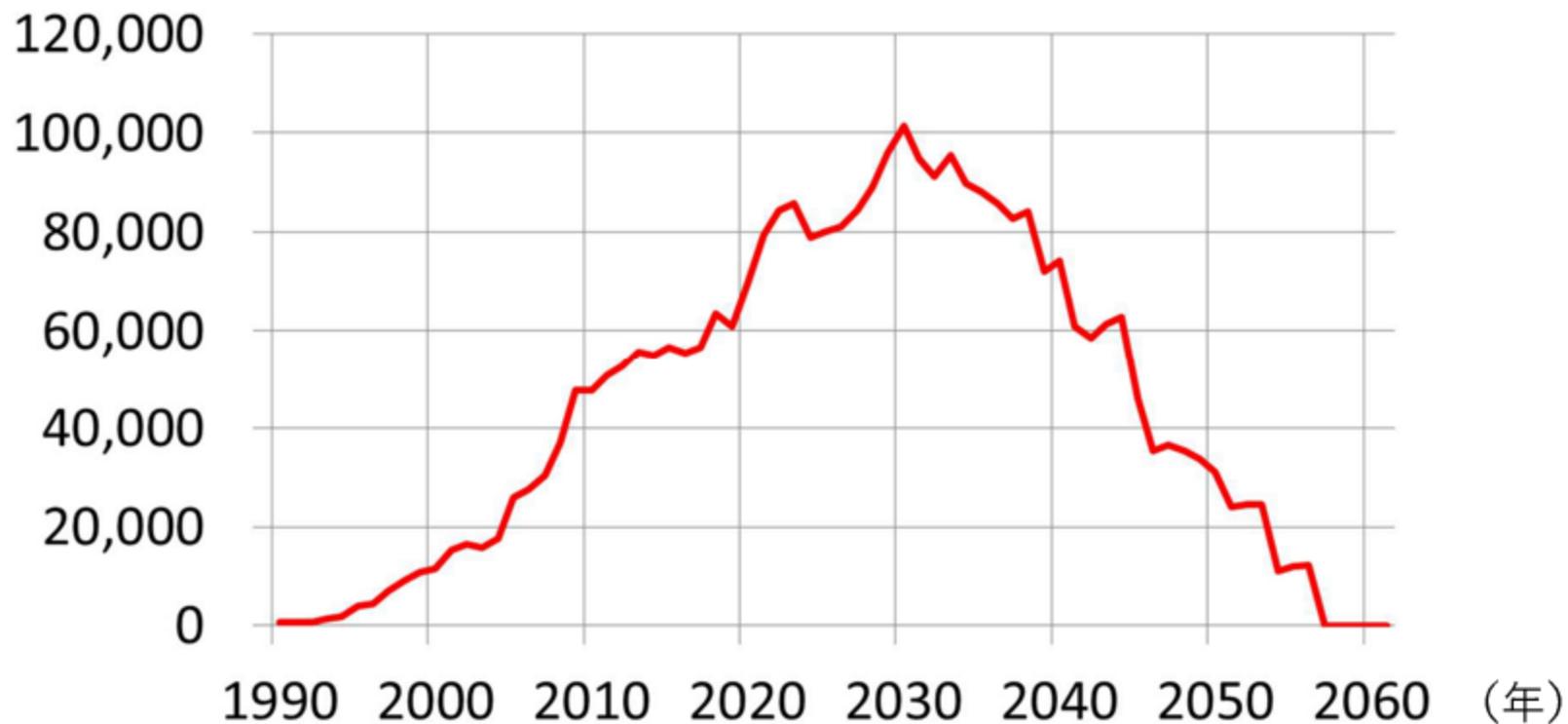
※1 石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

※2 当該年度における労災保険法に基づく保険給付の支給決定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の合計

※3 平成17年度にいわゆるクボタショックがあり、石綿が社会的に大きな問題となった。

石綿使用建築物の解体棟数推計

石綿を使用した可能性のある建築物の解体棟数は、今後増加が見込まれる

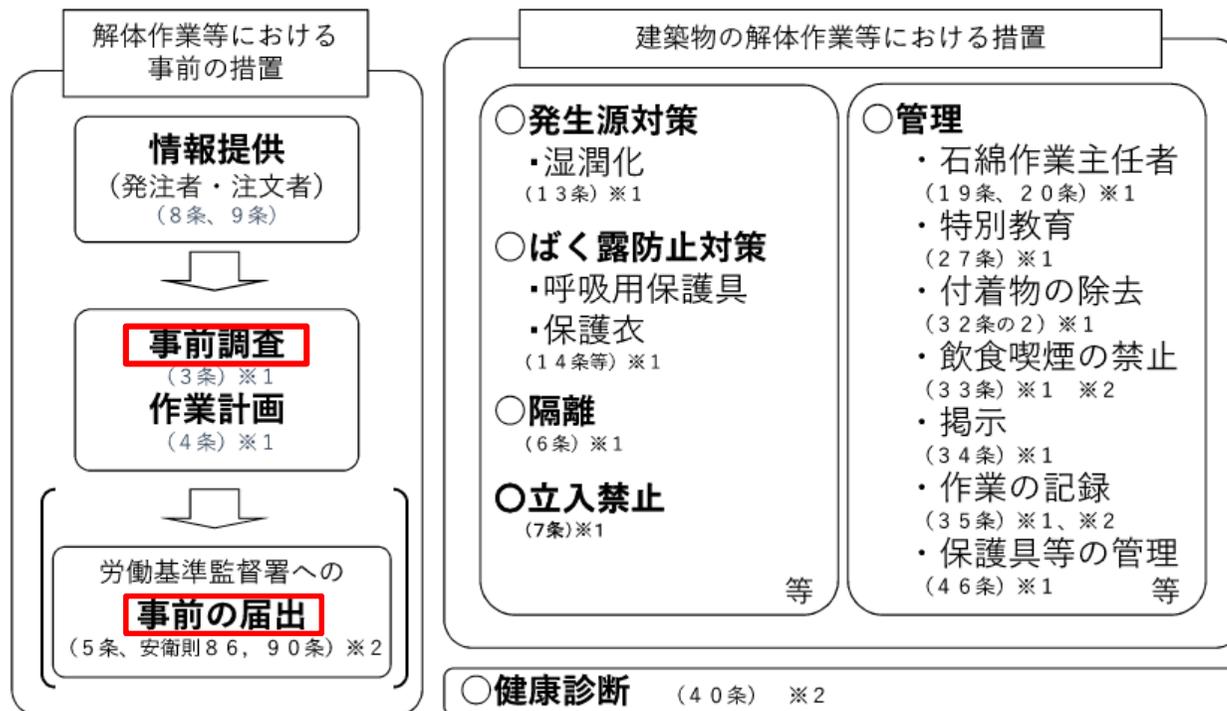


出典：社会資本整備審議会建築分科会 アスベスト対策部会(第5回)を一部改変

解体等工事における石綿飛散・ばく露防止対策と総務省勧告

石綿障害予防規則の概要（建築物の解体・改修作業）

事業者の責務（1条） 石綿ばく露の最小化、不使用製品への代替等

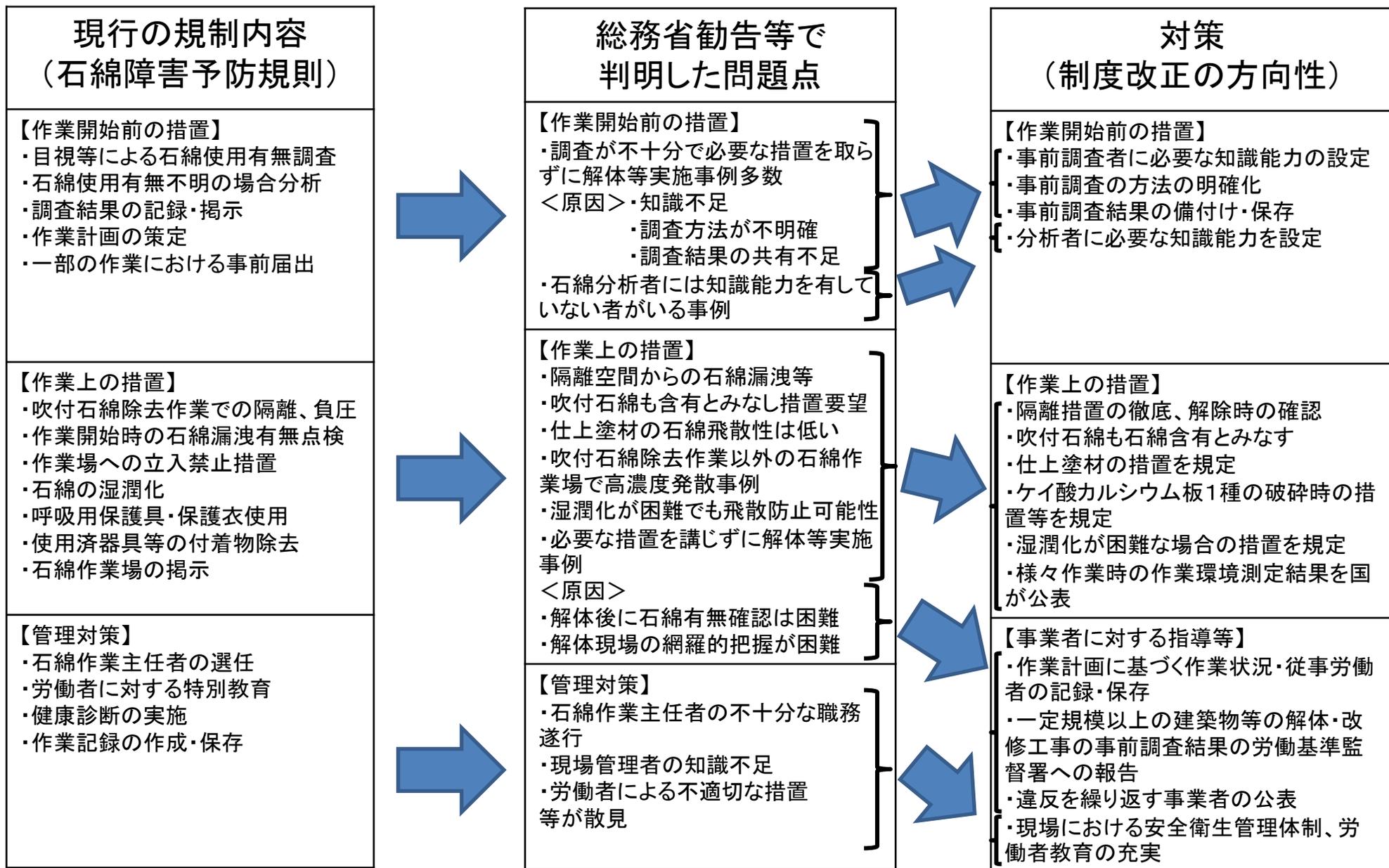


罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

平成28年総務省行政評価・監視結果に基づく勧告の概要

- ・建築物等に使用されている石綿含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例。
- ・石綿含有建材の使用が判明した後も、石綿の飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないまま石綿除去等作業が進められたものもあった。
- ・無届出による解体等工事もあった。
- ・事業者の知見不足のため石綿の届出漏れがある例もあった。

解体等工事における石綿飛散・ばく露防止対策の問題点と対策



改正石綿障害予防規則の概要（改正事項のみ記載）

石綿飛散の危険性

高

低

レベル1 建材
(石綿含有吹付材)



レベル2 建材
(石綿含有保温材、
耐火被覆材、断熱材)



けい酸カルシウム板第1種(破碎時)
仕上塗材(電動工具での除去時)



レベル3 建材
スレート、Pタイル等
その他石綿含有建材



計画届の労働基準監督署への
提出（工事開始14日前まで）
(**レベル2まで拡大**)

一定規模以上の解体・改修工事等の**事前調査結果等の労働基準監督署への提出**
事前調査については、**方法を明確化**、**資格者による調査義務付け**、**結果の3年保存・現場への備付け**

作業計画を作成し、それに基づく作業状況を写真などにより3年保存

- ・ 集じん・排気装置の初回時・**変更時の点検**
- ・ 作業前・**作業中断時の負圧点検**
- ・ 隔離解除前の**取り残し確認**

作業場所の隔離

作業開始前

作業上の措置

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

1. 事前調査の方法の明確化（令和3年4月1日～）

- 対象は、工事対象となる全ての部材
- 事前調査は、設計図書などの文書の調査及び**目視による**調査のこと。
- ※「目視」とは、単に目で見て判断することではなく、**現地で部材の製品情報などを確認**すること。
- 目視ができない部分は、目視が可能となった時点で調査すること。
- 石綿が使用されていないと判断する方法（製品の特정이前提）
 - ・ その製品のメーカーによる証明や成分情報などと照合する方法
 - ・ その製造年月日が平成18年9月1日以降であることを確認する方法
- 目視等によらなくても良い場合
 - ・ 過去に行われた事前調査に相当する調査の結果の確認
 - ・ インベントリ確認証書が交付されている船舶のインベントリの確認
 - ・ 着工日が平成18年9月1日以降であることの確認
- 調査不要となる要件
 - ・ 木材、金属、ガラス、石、畳等石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
 - ・ 工事対象に軽微な損傷しか及ぼさない作業
 - ・ 新たな材料を追加するのみの作業
 - ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

2. 資格者による調査（令和5年10月1日～）

- 事前調査や、事前調査で石綿含有の有無が判断できなかった際の分析調査は**資格者が実施**する必要
- 事前調査を実施することができる者
 - ・ 特定建築物石綿含有調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有調査者
 - ・ 一戸建て当石綿含有調査者（一戸建て住宅・共同住宅の内部に限定。）
 - ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 分析調査を実施することができる者
 - ・ 厚生労働省が定める分析調査者講習を受講・修了考査に合格した者 等

石綿含有調査者講習の受講資格は、

- ・ **石綿作業主任者**
- ・ 建築に関する業務に一定期間以上従事した者（学歴により期間は変動。）
- ・ 行政経験（建築関係、環境関係、労働関係） 等

石綿含有調査者講習は、**都道府県労働局長に登録した事業者**が実施

分析調査者講習の受講資格はない。

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

3. 事前調査の結果の取扱い（令和3年4月1日～）

- 事前調査の結果の記録は3年間保存する必要
- 調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい場所に掲示する必要

【調査結果の記録項目】

- ・ 事業者の名称・住所、電話番号、現場の住所、工事の名称・概要
- ・ 事前調査の終了年月日
- ・ 工事対象の建築物・工作物・船舶の着工日、構造
- ・ 事前調査の実施部分、調査方法、調査結果（石綿の使用の有無とその判断根拠）

工事開始前の石綿の有無の調査（事前調査）について

4. 工事開始前の労働基準監督署への報告（令和4年4月1日～）

○ 一定規模以上の解体工事等は、工事開始前に電子システムにより労働基準監督署への報告が必要

【報告が必要な工事】

- ・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱及び床を同時に撤去する工事のこと。

- ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの

※請負金額とは材料費も含めた工事全体の請負金額。

- ・ 請負金額が100万円以上の工作物の解体工事・改修工事

※工作物とは、反応槽、ボイラー、圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備、発電設備等

【電子システムで報告が必要な内容】

- ・ 事業者名称・住所・電話番号・現場の住所・工事名称・概要・工事期間
- ・ 事前調査の終了年月日、事前調査実施者の氏名、事前調査結果の概要
- ・ 石綿作業主任者の氏名、床面積や請負金額等

○ 複数事業者が同一工事を請け負っている場合は元請事業者が請負事業者の分もまとめて報告

○ 平成18年9月1日以降着工の工作物の同一部分の定期的な改修は、一度報告を行えばその後は省略可¹

作業時の措置について

1. 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制（令和3年4月1日～）

○ 隔離場所の集じん・排気装置に、設置場所など何らかの変更を加えたときにも、排気口からの石綿等の粉じんの漏洩の有無の点検が必要

○ 作業中断時にも隔離場所の前室が負圧に保たれているか点検する必要

【負圧の点検のタイミング】

・ 作業開始前

・ 作業中断時（休憩等で作業が中断した時や複数日継続作業で最終日以外の作業終了時）に作業者が集中して退出した時

○ 石綿除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者による取り残しがないことの目視による確認

なお、取り残しがないことの確認は分析等は不要。

【取り残しがないことの確認ができる資格者】

・ 除去作業の石綿作業主任者

・ 事前調査を実施する資格を有する者（建築物の場合）

作業時の措置について

2. 石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制（令和3年4月1日～）

○ 石綿含有仕上塗材をディスクグラインダー又はディスクサンダーで除去するときは、ビニールシートなどにより作業場所を隔離し、湿潤な状態に保ちながら作業する必要

※作業場所は隔離の必要はあるが負圧の必要はない。

※高圧水洗工法、超音波ケレン工法等は作業場所の隔離は不要。

3. 成形板等の除去工事に対する規制（令和2年10月1日～）

○ 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シート等）の除去は切断・破砕以外の方法による必要

※材料が固定され、切断等を行わずに除去することが困難な場合や、材料が大きく切断等以外で手作業で取り外すことが困難な場合などを除く。

※切断・破砕以外の方法は、ボルトや釘等を撤去し、手作業で取り外すことなど。

○ ケイ酸カルシウム板第1種をやむを得ず切断・破砕等するときには、ビニールシートなどにより作業場所を隔離（負圧の必要はない）又は湿潤な状態に保ちながら作業することが必要

4. 建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置（令和3年4月1日～）

○ 石綿含有建材の除去等作業時に湿潤な状態にすることが著しく困難な時は、除じん性能付き電動工具の使用など、石綿粉じんの発散防止措置に努める必要

※湿潤な状態にする方法：散水、固化剤の吹付け、剥離剤の使用

※発散防止措置の例：除じん性能付き電動工具の使用、作業場所の隔離

作業時の措置について

5. 写真等による作業の実施状況の記録（令和3年4月1日～）

○ 写真等による作業の実施状況の記録を3年間保存する必要（撮影日時場所の特定の上動画も可。）

【保存すべき内容・方法】

- ・ 事前調査結果等の掲示、立入禁止表示、喫煙・飲食禁止の掲示、石綿作業場である旨の掲示状況
- ・ 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況
- ・ 集じん・排気装置からの石綿等の粉じんの漏洩点検結果、負圧の点検結果、隔離解除前の除去完了確認の状況
- ・ 作業計画に基づく作業の実施状況（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む。）

※同様の作業を行う場合も、作業を行う場所が変わるごとに記録する必要。

- ・ 除去した石綿の運搬又は貯蔵を行う際の容器などの表示・保管状況
- ・ 作業従事者及び周辺作業従事者の氏名及び作業従事期間（文書でも可）

6. 労働者ごとの作業の記録項目の追加（令和3年4月1日～）

○ 現行制度でも40年の保存義務がある労働者ごとの石綿作業の記録について、その項目を追加

【追加項目】

- ・ 事前調査結果の概要（電子システムで労働基準監督署に報告した内容）
- ・ 作業の実施状況の記録の概要（写真等をそのまま保存する必要はなく、保護具の使用状況も含めた措置の実施状況についての文書による記録）

発注者に求められる配慮（令和3年4月1日～）

- 解体・改修工事を発注する場合、発注者として施工業者に対して行うことが義務付けられる配慮
 - ・ 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること。
- ※ 配慮すべき発注条件・・・工事の費用（契約金額）、工期や作業方法
 - ・ 事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するよう配慮すること。
 - ・ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務付けられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること。

【関連事項】

施行日、経過措置まとめ

●施行日 原則令和3年4月1日

規制の内容	令和2年	令和3年				令和4年				令和5年
	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	10月
工事開始前の事前調査			事前調査の方法の明確化(4/1～)							
			事前調査結果の記録の3年保存(4/1～)							
										資格者による調査(10/1～)
										事前調査結果の監督署への提出(4/1～)
作業時の措置	成形板等の除去工事に対する規制(10/1～)									
			吹付石綿・石綿含有保温材の除去工事に対する規制(4/1～)							
			石綿含有仕上塗材の除去工事に対する規制(4/1～)							
			建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置(4/1～)							
			写真等による作業実施状況の記録、労働者ごとの記録項目追加(4/1～)							
発注者の配慮義務		発注条件についての配慮、石綿情報提供の配慮、写真撮影許可(4/1～)								

規制内容早見表

■ 工事開始前まで ■

規制内容	工事の種類	全ての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
事前調査の実施、記録の3年保存		●	●	●
事前調査に関する資格者要件		●		
事前調査結果等の報告（工事開始前まで）		●	●	
作業計画の作成（石綿含有建材がある場合）		●	●	●
計画の届出（工事開始の14日前まで）		●	●	●

規制内容早見表

■ 工事開始後（石綿含有建材を扱う作業に限る） ■

主な規制内容	作業の種類				
	吹付石綿、保温材等の除去等	板第1種の破砕等	けい酸カルシウム	仕上塗材の電動工具による除去	スレート板等の成形品の除去
事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	●	●	●	●	●
石綿作業主任者の選任・職務実施	●	●	●	●	●
作業者に対する特別教育の実施	●	●	●	●	●
作業場所の隔離	●	●	●		
隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	●				
作業時に建材を湿潤な状態にする	●	●	●	●	●
マスク、保護衣等の使用	●	●	●	●	●
関係者以外の立入禁止・表示	●	●	●	●	●
石綿作業場であることの掲示	●	●	●	●	●
作業者ごとの作業の記録・40年保存	●	●	●	●	●
作業実施状況の写真等による記録・3年保存	●	●	●	●	●
作業者に対する石綿健康診断の実施	●	●	●	●	●